

## ●令和元年度 監査テーマ 子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について

### ○ 包括外部監査の意見に対する改善について

#### 1. 総論

##### (3)PDCAサイクルに基づく行政経営について(事業単位と行政評価等)

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
1	事務事業実績測定における事務事業の目標管理について 〔報告書69、72ページ〕	それぞれの事業の目標につき、以下のとおり、再検討を行るべきである。 A:目標指標が活動指標に留まっており、アウトプット指標などの適切な指標を設定すべき。 B:平成29年度実績値より低い水準で平成30年度の目標値が設定されており、目標として不十分である。達成可能な範囲で高い水準の目標を設定すべき。 C:平成30年度の実績値が同年目標値の80%を下回っている。原因と対策と検討のうえ、達成が難しいのであれば、達成可能な範囲で高い水準の目標を設定すべき。	子ども青少年部	指摘のあった事務事業において、A、B、Cの指摘を踏まえた再検討を行い、「事務事業シート」において、目標指標の設定を行った。
2		事務事業実績測定調査の対象事業のうち正規職員の人事費のみで行っている事業については評価対象となっていない。これらの効果測定についても検討すべきである。		事務事業実績測定については、市が実施するすべての事務事業について、そのコストや実績を表しているものであり、その費用構成に関わらず全事務事業を測定対象としている。 なお、組織内の管理を行う上で必要になる事務である「内部管理事務」として区分した事務事業については、効果測定指標の測定意義が比較的薄いものであることや各所管課の調書作成の負担軽減のため、従前より全府統一のルールとして定性的な測定のみとしている。

##### (6)子ども・子育て支援に関する市民への情報発信及び情報の公表について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
3	就学前施設等に関する情報の公表について 〔報告書75ページ〕	就学前施設等について市のホームページにおいて公表される情報の内容に相当のばらつきが認められた。就学前施設等に関する情報を適時かつ適切に公表することができるための仕組みを構築し、継続的に運用する必要がある。	子ども青少年部	大阪府のHPにおいて大阪府下の保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業実施施設の施設情報を公表しており、本市HPの施設情報のページにリンクをはり、全施設統一した情報を利用者等に提供する仕組みとした。

##### (10)随意契約の可否及び理由について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
4	随意契約の可否について 〔報告書85ページ〕	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由に随意契約が締結されているものがあるが、その根拠が不十分である。随意契約はあくまで例外とされているため、随意契約の可否及び理由については過去からの経緯にとらわれず、慎重に検討を行るべきである。	子ども青少年部	(仮称)枚方市児童発達支援センターエレベーター保守点検業務委託及び自家発電設備点検委託については、契約課と協議、検討し、設備の安全性、信頼性、有事の際の責任の所在の明確性、子どもたちが通園する施設であること等を、総合的に勘案し、特定の1者でなければ履行できないものであると判断した。 また、「親支援」講座業務委託についても、在宅の子育て支援に関する知識、経験を有するとともに、本市の子育て支援に関する取組みや、地域の実情について把握した上で、参加者の意見交流を活性化させる手法を用いて実施することが必要であり、契約先のファミリーポートひらかたは、地域子育て支援拠点事業を実施し、幅広く地域支援活動を行うなど、本市の子育て支援事業や市内の子育て家庭の置かれた状況について幅広い知識を有しているため、上記法人への随意契約が必要と判断するものである。

#### 2. 各論

##### (3)少年少女合唱団運営事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
5	少年少女合唱団に係る指揮者等の講師の依頼について 〔報告書91ページ〕	講師の決定について随意契約によっており概ね前年度と同じ個人を講師に決定している。今後、決裁時に履歴書の受領を徹底するとともに、講師の過去の実績をふまえて依頼の過程について透明性の確保に努めるべきである。	子ども青少年政策課	決裁の中で、指揮者等講師の過去の実績を踏まえた依頼理由を明記し、依頼過程の透明性の確保に努めるとともに、依頼時に履歴書を受領することとした。

(4) 枚方子どもいきいき広場事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
6	収支計算書・運営出納帳と領収書のチェックについて 〔報告書92ページ〕	「収支計算書」と「運営出納帳」の整合性を確かめるために、チェックを実施した場合、チェック者、チェック日、確認者及び確認日を証跡として残すべきである。	子ども青少年政策課	「収支計算書」と「運営出納帳」の整合性を確かめる際に使用したチェックシートにチェック者、チェック日、確認者及び確認日を明記することとした。
7		チェックシートについても「収支計算書」、「運営出納帳」等とともに保管すべきである。	子ども青少年政策課	チェックシートの保管場所を「収支計算書」、「運営出納帳」が保管されている場所と同じにした。
8	提出書類と要綱の整合性について 〔報告書93ページ〕	「枚方子どもいきいき広場事業補助金交付要綱」により提出するとされている「②実績報告書(様式第9-1号)」について、平成30年度から提出がされていなかった。要綱と実際の提出書類が不整合となっていることから、実態として「②実績報告書(様式第9-1号)」が不要であるなら、要綱を改定し、不整合を是正すべきである。	子ども青少年政策課	「枚方子どもいきいき広場事業補助金交付要領」に「②実績報告書(様式第9-1号)」の提出を定めているが、実態として「活動日誌(様式第9-2)」の提出をもって対応しているため、交付要領の改定を行った。

(5) 子どもの居場所づくり推進事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
9	運営経費出納帳と領収書の整合性について 〔報告書94ページ〕	領収書と出納帳の整合性を確認する場合、金額以外に日付、費目との整合性等を検証することが必要である。 そのため、運営経費の出納帳と領収書のコピーについて、子ども青少年部でいつ、だれがどのような観点からチェックしたかを明確にする必要がある。	子ども青少年政策課	日付や費目を含む確認項目に係るチェックシートを作成し、本シートにチェック日、チェック者、確認者及び確認日を記載することとした。
10		金額以外に領収書の日付、費目との整合性を確認した証跡を残すべきである。	子ども青少年政策課	チェックシートを作成し、領収書の日付、費目との整合性等を確認した証跡を残すよう改めた。
11	枚方市居場所づくり事業の実施に当たって子ども食堂の現状とニーズの把握の必要性について 〔報告書94、95ページ〕	地域と連携しながら「子どもの居場所づくり」を効果的に推進するという事業の目的からすると、子どもへの「食事の提供」等を行う地域団体及びその取り組みを把握する必要がある。	子ども青少年政策課	令和2年4月1日付で市ホームページを更新し、子ども食堂に取り組む団体募集の記事を掲載した。市補助制度の周知を通じて地域における子ども食堂の取り組みの把握を図っている。
12		市民と補助金を支給していない地域団体との懸け橋になるべく、市民及び団体相互に必要な情報を提供し、相互のマッチングを行うなどの取り組みを推進していくことが望まれる。	子ども青少年政策課	市民への情報提供やマッチングを行うにあたっては、食品衛生面など、安全安心に利用できる居場所であることを担保できる必要がある。市補助金を交付するうえでは、安全面等において必要な要件を満たしていることを確認しており、当該補助団体については、引き続き市民への情報提供やマッチングに努めていく。

(7) 地域子育て支援拠点事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
13	地域子育て支援拠点事業実施状況報告書の記載の不備について 〔報告書100ページ〕	事業実施状況の報告について、提出期限が守られていない地域子育て支援拠点事業実施状況報告書が散見される。子育て事業課は委託者として事業の管理上、受託者へ地域子育て支援拠点事業実施状況報告書に正確な記載を行い、提出期限を遵守するよう適切に指導すべきである。	子育て事業課	令和2年2月25日に開催した「地域子育て支援拠点事業実施施設会議」にて各施設に対し、事業実施状況の報告書について正確な記載を行い、提出期限を遵守するよう周知を行った。
14	地域子育て支援拠点事業実施日のばらつきについて 〔報告書101ページ〕	京阪電気鉄道本線光善寺駅の周辺地域において地域子育て支援拠点の開設日を平準化し、より地域の子育て世帯が地域子育て支援拠点を利用しやすい状況を作ることが望ましい。	子育て事業課	利用者から開設日の平準化について要望や意見を受けたことがないことに、また駐車場が併設されているサブリ村野などの利便性の高い施設があるため、京阪電気鉄道本線光善寺駅の周辺地域において地域子育て支援拠点施設の開設日の平準化は予定していない。

(10) ファミリーサポートセンター事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
15	ファミリーサポートセンターの提供会員及び両方会員の増加の方策について 〔報告書106ページ〕	ファミリーサポートセンターにおいて行う相互援助活動を行う会員(依頼会員・提供会員、両方会員)のうち、依頼会員を増やす取り組みについては「無料体験事業」などを通じて積極的に行われ成功しているが、提供会員及び両方会員について依頼会員ほどは増加していない。提供会員についてもより積極的な会員増加活動をとられたい。	子育て事業課	令和2年度より「LINE」を活用して情報の発信を行い、また、提供会員養成講座のポスターを枚方市コミュニティ協議会に依頼し、地域の掲示板等で周知を行った。その結果、例年より提供会員になるための養成講座への申込者数が増加した。 本取組みについては、今後も引き続き行っていく。
16	枚方市子育て支援事業運営者選定委員会(広場さぶり及び枚方市ファミリーサポートセンター)における選定法人の応募条件について 〔報告書107ページ〕	枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項8.において、募集法人の条件として5つの要件全てを満たす法人という条件がある。他市の状況を確認したところ、応募資格に市内で施設を運営していることや2年以上の活動実績を求めていた市は見受けられなかった。複数者による競争性の確保及び事業者選定の公平性の観点から応募資格を必要以上に制限すべきではない。	子育て事業課	募集要項の内容については、毎回、枚方市子育て支援事業運営者選定委員会に諮り決定しており、今後も選定審査会の意見や指摘の内容を踏まえ、応募条件等について決定する。

17	枚方市地域子育て支援拠点等運営法人の購入した備品管理について 〔報告書107ページ〕	所有権の移転の解釈について、現状の仕様書では明確に読み取れない。仕様書に所有権の帰属時期を明確に規定すべきであり、市に所有権が帰属する以上、運営法人に毎年備品台帳を提出させることなども併せて仕様書に規定すべきである。	子育て事業課	令和4年7月及び令和5年3月に備品台帳をもとに、備品について運営法人と現地確認を行った。仕様書については、次回、委託契約時(令和6年4月)に帰属時期を「委託期間終了後」と明示し、それまでの間の措置として、所有権の帰属時期を示した覚書を締結済みである。
18	枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会委員の女性比率について 〔報告書108ページ〕	5名のうち、1名が女性委員である。第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの施策目標である女性委員登用率の目標35.0%に鑑み、今後は積極的に女性委員の登用を行うべきである。	子育て事業課	各関係団体に委員の推薦を依頼する際は、本市の女性委員登用率の目標も示した上で依頼しているが、各団体の役員構成上、女性の推薦がいただけない場合もある。今後も引き続き、依頼時には各団体に女性登用の趣旨説明を行い、率の向上に努める。(時期:令和5年度中)

#### (12)保育委託事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
19		施設型給付費の算定根拠となる施設型給付費等に係る加算(調整)適用申請書について、療育支援加算等の個別項目に係る個票のチェック漏れがあった。市の給付費支出の算定根拠となる資料があるので、今後提出した事業者への正確な書類の記載の指導をより徹底されるなど、再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。	子育て事業課	個別項目に係る個票と加算適用申請書を連動するよう様式の変更を行った。
20	平成30年度施設型給付費等に係る加算(調整)適用申請書の記載漏れ等について 〔報告書114、115ページ〕	療育支援加算について添付書類として必要とされているポスターが添付されていなかつた。別の補助金の添付資料となっており、そちらの提出書類として管理しているとのことであったが、確認を行った記録自体は残されていない。確認を行った記録を文書として残しておくべきである。	子育て事業課	申請書内に確認内容・確認日等を記録することとした。
21		所長設置加算について、添付書類として必要とされている所長の履歴書の添付がなされていなかった。所長新任時のときにのみ添付を求めているとのことであり、その資料を確認しているとのことであるが、確認を行った記録自体は残されていないため、確認を行った記録を文書として残しておくべきである。	子育て事業課	申請書内に確認内容・確認日等を記録することとした。
22	保育料徴収業務と児童手当からの徴収について 〔報告書117ページ〕	平成24年度の児童手当法の改正により、児童手当から保育料を徴収することができるようになったが、現状市では児童手当から保育料の徴収は行っていない。滞納債権がある現状等を踏まえると、複数の方法により強制徴収公債権の回収率を上げる方策を探るべきであり、その一方策として児童手当からの徴収も検討すべきである。	保育幼稚園課	平成23年度の本市関係課長会議において、システムの統合について費用対効果が見込み難いとの検証を得ている。 口座振替の推奨、未納額が累積した際の分納誓約(分納計画書作成時)において児童手当支給月やボーナス支給月などに支払金額を増額するなどの対応を行うことで同様の効果を得ている。 (保育所保育料の現年度分の徴収率は、平成28年度(98.08%)、29年度(98.42%)、30年度(98.85%)と徴収率を更新している。また過年度分の徴収率も平成28年度(18.06%)、29年度(27.73%)、30年度(31.34%)と徴収率を更新している。) 取組みが進んでいる幼児教育・保育の無償化等の拡大について注視が必要であり、保育所保育料の調定額そのものが減少(原則3歳クラス以上は保育所・幼稚園ともに無償化済みで、令和2年度見込み額として①幼児教育無償化・②市独自第3子以降無償化・③市独自第2子以降無償化(令和2年4月分から適用決定)の影響を反映すると保育所保育料の調定額が約17億2千万から約4億6千万へ減少)することを想定している。 上記を踏まえ、改めて費用対効果(本市においては保育所保育料の徴収担当部署と児童手当の給付担当部署が異なり、各業務で利用しているシステムについても別々の業者の製品を利用している。)を勘案し検討を行った結果、児童手当からの特別徴収の実施を判断するには至らなかった。今後引き続き動向を注視しながら、適切な債権管理に努めていくこととする。

#### (13)認定子ども園施設型給付事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
23	平成30年度施設型給付費等に係る加算(調整)適用申請書の添付漏れについて 〔報告書119ページ〕	認定こども園の施設型給付費の算定根拠となる施設型給付費等に係る加算(調整)適用申請書について、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合について添付が必要とされている実施状況の分かる資料等が添付されていなかつた。補助金の資料を確認しているとのことであるが、確認を行った記録自体は残されていないため、確認を行った記録を文書として残しておくべきである。	子育て事業課	申請書内に確認内容・確認日等を記録することとした。

(14)子ども・子育て支援事業補助事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
24	「私立保育所子ども・子育て支援事業補助金書類審査 審査マニュアル」のチェック体制について 〔報告書126ページ〕	チェック済みの「私立保育所子ども・子育て支援事業補助金書類審査 審査マニュアル」は、補助金検査を実施した証拠として、また、検査の結果や結論を第三者が確認できるようするためにも保存すべきである。	子育て事業課	令和2年度実施「令和元年度に係る私立保育所子ども・子育て支援事業補助金審査」において、チェック済みの審査マニュアルを保存することにより、適正な審査実施の証拠とともに、検査の結果や結論を第三者が確認できるようにした。

(16)私立保育所設備整備補助事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
25	補助金申請時の銀行口座に関する写しについて 〔報告書129ページ〕	私立保育所等施設整備補助金交付申込書には、補助金申請時の添付書類として、「口座の表紙部分の写し及び第1ページ目の写し」が記載されている。この点に関連して、一部の補助金について補助金振込口座が当座預金であるため、通帳が提出できないとされていたため、補助金の審査において通帳の原本を確認したということであった。確認したことの証拠を残すために、振込口座が補助金申請者の口座であることの確認を補助金審査の際に通帳の原本等で確認したのであれば、その旨を何らかの書類に記録し保管するべきである。	子育て事業課	補助機の振込口座について当座預金である場合など、通帳の写しの提出ができない場合は、原本等により確認済みであることを記録し、保管することと取り扱いを変更した(指摘後対象事例なし)。
26	私立保育所(小規模保育所除く)の耐震性について 〔報告書129、130ページ〕	市内の私立保育所について、44施設中2施設が新耐震基準に適合していない。対応が未検討の1施設は賃貸物件であり、基本的に賃貸物件については貸主が新耐震基準に適合させるための対応を探るべきであるため対応が難しいという点は理解できるものの、市として認可を行い、事業を行っている以上は耐震化工事を促すなど粘り強く対応を講じるべきである。	子育て事業課	新耐震基準に適合していない2施設の内、1施設については、増改築による建替えを令和3年度に完了した。 新耐震基準に適合していない1施設について、基準に適合している物件への移設を予定している。
27		耐震診断に関する補助金制度については階数が2以上かつ500m <sup>2</sup> 以上の幼稚園及び保育所が対象となり、比較的大型の保育所に限られる。仮に補助金を創設するとしても過去に自己資金で対策を講じた事業者との公平性の観点等から難しいということであったが、他市ではそもそも事業者の募集に当たって新耐震基準に適合していることを募集の要件としている自治体もあるため、対策を検討されたい。	子育て事業課	今後、認可に関する事業者の募集案件が生じた場合は、新耐震基準に適合していることを募集要件とすることとした。
28	私立保育所等(小規模保育所除く)のアスベストの使用状況について 〔報告書130ページ〕	市内の私立保育所について、44施設中2施設がアスベスト使用状況の調査が行われていない。アスベストは健康被害への懸念が指摘されており、保育所等利用者の安全性の観点からは対策を講じるべきである。	子育て事業課	アスベスト使用状況の調査が行われていない2施設を運営している法人に状況を聴取した結果、2施設は過去に調査を行っており、結果アスベストの使用は無かつたことが確認された。

(17)地域型保育給付事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
29	加算率認定申請書への記載漏れ 〔報告書133ページ〕	申請のあった園について確認したところ、一部の園では、書面上、給食業務の委託状況や短時間勤務職員の有無の選択がなされていなかった。今後提出書類の記載漏れ等の不備が生じないよう、記載漏れ等の不備をチェックする仕組みを作る必要がある。	子育て事業課	令和2年度の処遇改善等加算に係る加算率認定申請書の様式を一部見直し、不備が生じることのない仕組みを作った。
30	ある小規模保育事業所への処遇改善等加算Ⅱの要件について 〔報告書134ページ〕	ある小規模保育事業所には処遇改善等加算Ⅱが加算されているが、「主任保育士」については「主任保育士という名称だが管理職手当をもらっておらず、管理職ではない」として補助対象とされているが形式的には適格ではない。実質を捉えて給付対象とする場合には説明責任の観点あるいは給付対象となる施設間の公平性の観点からも、組織としての判断であることを明確にするためにも、部内でなんらかの決裁を経て文書として残しておくべきである。	子育て事業課	令和2年度の加算率認定申請において当該項目についての取り扱いを明記した決裁文書を保管した。
31		補助金審査の際に、職員体制、職名、手当の有無が分かる一覧表を確認しているとのことであったが、補助金審査の際に確認したのであれば、確認を行った記録を文書として残しておくべきである。	子育て事業課	令和2年度実施「令和元年度に係る私立保育所子ども・子育て支援事業補助金審査」において、チェック済みの審査マニュアルを保存することにより、適正な審査実施の証拠とともに、検査の結果や結論を第三者が確認できるようにした。

(19)小規模保育事業施設整備補助事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
32	補助金申請時提出書類中の契約書における収入印紙の漏れ 〔報告書137ページ〕	補助金申請時提出書類中の建築士業務委託契約書に本来は必要な収入印紙の貼付が見られなかった。コンプライアンスの観点からは補助金等における提出書類について、引き続き市においても確認を行ったうえで貼付漏れがあれば適正な収入印紙の貼付を指導すべきである。	子育て事業課	収入印紙の貼付漏れについては、コンプライアンスの観点からも確認・指導を徹底することとした(指摘後対象例なし)

(20)小規模保育事業施設整備事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
33	小規模保育園の耐震性について 〔報告書138ページ〕	市内の小規模保育園につき、耐震化の状況(昭和56年6月1日施行の新耐震基準への適合の有無)を確認したところ、10施設中3施設で耐震診断が未実施であった。耐震診断が受けられていない3施設はいずれも賃貸物件であり、基本的に賃貸物件については貸主が新耐震基準に適合させるための対応を探るべきであるため対応が難しいという点は理解できるものの、市として認可を行い、事業を行っている以上は耐震化工事新耐震基準に適合した建物への移転を促すなど粘り強く対応を講じるべきである。	子育て事業課	新耐震基準に適合していない3施設の内、1施設については、令和3年度末で閉園となった。新耐震基準に適合していない1施設について、基準に適合している物件への移設を予定している。残り1施設については、これからも国から耐震改修状況についての調査がある機会などをとらえて、状況を確認するなど、継続して働きかけを行う。
34		耐震診断に関する補助金制度については階数が2以上かつ500m <sup>2</sup> 以上の幼稚園及び保育所が対象となり、比較的大型の保育所に限られる。仮に補助金を創設するとしても過去に自己資金で対策を講じた事業者との公平性の観点等から難しいということであったが、他市ではそもそも事業者の募集に当たって新耐震基準に適合していることを募集の要件としている自治体もあるため、対策を検討されたい。	子育て事業課	耐震診断が未対応の施設について、国から耐震改修状況についての調査がある機会などをとらえて、状況を確認するなど、継続して働きかけを行う。

(22)公立保育所民営化事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
35	枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の女性比率について 〔報告書143ページ〕	走谷保育所民営化時においては、7名中2名が女性委員となっている。第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの施策目標である女性委員登用率の目標35.0%に鑑み、引き続き積極的に女性委員の登用を行えるよう推薦団体にも粘り強く働きかけるべきである。	子育て事業課	各関係団体に委員の推薦を依頼する際は、本市の女性委員登用率の目標も示した上で依頼をしており、令和2年度の渚・諸西民営化時においては、9人中4人が女性委員であり、登用率が44.4%と目標を達成した。引き続き、依頼時には各団体に女性登用の趣旨説明を行い、目標の達成に努める。
36	枚方市立走谷保育所民営化に係る市普通財産(保育所用地)の無償貸付について 〔報告書145ページ〕	枚方市立走谷保育所の民営化に際して、市の普通財産である保育所用地を民営化後の運営法人に無償貸与しているが、法人選定の際には無償貸与の期間にわたって安定的に保育事業を行うことができるかという視点から、民営化後の運営法人の財政状況を鑑みて判断するべきである。	子育て事業課	本市はこれまでから「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の第4条第1項に基づき、市が委託する保育を実施する法人に無償貸与を行っている。法人選定の際には審査会において法人の財政状況の確認を行っているが、より安定的で充実した保育を行うためにも保育所用地の無償貸与は行っていく考えである。
37		定期的に民営化後の運営法人の財務状況をモニタリングするとともに、他市でも見られるような有償貸与が原則という点に立ち返り、財産管理課や財政課等の意見もふまえて、貸付期間の協議の際には、中長期的に貸付の条件の見直しを行うことも検討されたい。	子育て事業課	本市はこれまでから「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の第4条第1項に基づき、市が委託する保育を実施する法人に無償貸与を行っている。法人選定の際には審査会において法人の財政状況の確認を行っているが、より安定的で充実した保育を行うためにも保育所用地の無償貸与は行っていく考えである。

(24)幼児療育園管理運営事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
38	幼児療育園の今後の建物・敷地の利用について 〔報告書149ページ〕	幼児療育園は廃止となったが、建物が未使用のまま残されている。今後の在り方についてはできる限り早期に決定し、建物を使用しない場合には撤去するなど対策を講じるべきである。	市立ひらかた子ども発達支援センター	幼児療育園跡地活用については、令和3年11月に公共施設マネジメント推進委員会において枚方宿地区賑わい創出施設として事業者公募による民設民営手法により活用していく方向性を決定した。

(25)すぎの木園管理運営事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
39	外部評価の実施状況に関する重要事項説明書への記載について 〔報告書151ページ〕	すぎの木園の入所に係る重要事項説明書において「外部評価の実施状況」の記載が見られなかった。入所希望者への説明の充実化の観点から、「外部評価の実施状況」についての説明は重要であり、重要事項説明書にその状況を記載すべきである。	市立ひらかた子ども発達支援センター	「外部評価の実施状況」について、重要事項説明書に「外部評価の実施していない」ことを記載した。
40	ヒヤリハット事例の蓄積と共有について 〔報告書151ページ〕	すぎの木園では、ヒヤリハット事例集は作成されていない。過去のヒヤリハット事例をノウハウとして蓄積し、的確に情報を共有するために事例集の作成と職員への浸透が望まれる。	市立ひらかた子ども発達支援センター	ヒヤリハット事例集を作成し、職員全員が閲覧できるようにした。ヒヤリハット事象発生の当日に全体ミーティングで共有し、事象発生原因を検証した結果と対策についても全体ミーティングで共有した。
41	連絡ノートの取り違えについて 〔報告書151ページ〕	すぎの木園では、園児の連絡ノートを別の保護者に渡す事例があった。今後同様の事例を生じさせないよう、再発防止策を十分に検討するとともに、再発防止に向けた仕組づくりを適切に運用する必要がある。	市立ひらかた子ども発達支援センター	連絡ノートをかばんに入れる際の確認と、入れた後の中身の確認を違う保育士が行うことで、二度の確認を実施し、再発のないよう徹底した。

(26)新児童発達支援センター整備事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
42	市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の長期的安定性について 〔報告書155ページ〕	市は市立ひらかた子ども発達支援センターの駐車場用地として、枚方市磯島北町236番1の貸付を受けている。賃借期間は平成30年9月1日から平成33年(令和3年)3月31日まであるが、市立ひらかた子ども発達支援センターの運営期間にわたり、駐車場を十分に確保するために、引き続き市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の長期安定的な契約形態の検討を行うことが必要である。	市立ひらかた子ども発達支援センター	契約形態の検討を行った結果、賃借料に関しては「賃料評価額の算定基準に関する事務取扱要項」において「第4条 賃料評価額の改定は、新規賃料評価額または継続賃料評価額の前回算定期から3年を経過することとなる場合に行うものとする。」とあり、適正な評価に基づいて算定した適正な賃料で契約するために、3年の契約期間とする。
43	市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の賃借料の支払時期について 〔報告書156ページ〕	市は市立ひらかた子ども発達支援センターの駐車場用地として、枚方市磯島北町236番1の貸付を受けているが、その賃借料の支払方法について、具体的な支払期日が定められていない。契約書上は4月1日から3月31日のいずれの日においても請求されるリスクがある。リスク管理の観点からも市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の賃借料の支払時期の定めを追加すべきである。	市立ひらかた子ども発達支援センター	令和3年4月1日からの契約期間の更新を行った際に、支払時期を明記した。
44	市立ひらかた子ども発達支援センターの効率的な整備費について 〔報告書157ページ〕	他市では国や府の補助金を活用するために、福祉型児童発達支援センターの整備事業・運営者を公募し、整備の2分の1を国庫補助、4分の1を都道府県補助、残りの4分の1を事業者が負担して整備した例もある。今後同様の施設の整備にあたっては本件における課題をふまえて、補助金も活用でき、民間活力を利用した整備手法を含めた方法を広く検討することが望まれる。	市立ひらかた子ども発達支援センター	同様の施設の整備計画が現時点ではないが、今後同様の施設の整備に当たっては、その施設の用途等、総合的に勘案しながら民間活力の利用も含めた整備手法を検討することとした。

(30)子育て短期支援事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
45	子育て短期支援事業の業績評価指標、当該事業の利用希望者の結果集計の必要性について、施設の選定プロセスについて 〔報告書162ページ〕	契約施設ごとに年間の利用実績は300人日から0人日まで大きくばらつきが認められる。実際利用率の向上という観点から、利用実績の低い施設の理由の把握に当たり利用者や委託している施設の意見聴取等を行うべきである。	子ども総合相談センター	令和3年3月の契約更新時に各施設の利用状況について把握し、意向について聴取した。利用手続き時にも利用者から施設選択についてニーズの聞き取りを行い、適切に利用できるようマッチングに努めている。

(32)就業・自立支援センター事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
46	効率的な事業運営について 〔報告書166ページ〕	ひとり親家庭に対する自立支援のための相談業務を子ども総合相談センター及び外部委託先が実施しているが、現状、相談内容が両窓口に分散しそれぞれの窓口における相談内容を共有するデータベースや仕組みがないことから、ひとり親家庭の問題を市(子ども総合相談センター)として適時に網羅的に把握することができない状況が見受けられる。当該事業の効率的かつ効果的な実施のために、相談窓口の一本化や、ひとり親家庭の問題に関する情報の一元化を図るべく、子ども総合相談センターの事業と外部委託事業のすみ分け、例えば専門家対応等のみ外部委託するなどの対応や両窓口の相談内容を定期的に子ども総合相談センターが集約するといった対応なども検討されたい。	子ども総合相談センター	定期的に(年2回)相談内容について報告を受けているほか、個別相談について必要に応じて相互で報告連絡を行っている。

(33)ひとり親家庭等日常生活支援事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
47	事務処理マニュアルについて 〔報告書167ページ〕	子ども総合相談センターでは、枚方市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱にしたがい、ひとり親家庭等日常生活支援を利用できる世帯要件の確認手続を実施している。特に内部のマニュアル等ではなく、利用できる世帯要件であるひとり親家庭等であること及び利用負担額を決定するための所得状況の確認に必要な書面や確認すべき時期について、担当者が交代しても手續が不備なく実施できるよう、マニュアル等を作成すべきである。	子ども総合相談センター	ひとり親家庭等日常生活支援について、マニュアルを令和3年4月に作成し、事務の流れ等の手順を整理し、担当者が交代した場合でも事務が不備なく実施できるようにした。

(34)自立支援補助事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
48	規則に基づく手続の履行について 〔報告書168ページ〕	母子家庭自立支援教育訓練給付金について、講座指定時と給付金支給手続時で重複する提出書類については再度入手することはしていないとのことであった。提出済みの資料については、確認した旨を記録として残しているが、一部記録されていないものもあった。そのため、規則に従った手続の履行としては、重複する提出資料については既に提出済みであり、当該提出済みの資料を確認した旨を記録として残すことを徹底したい。	子ども総合相談センター	講座指定時及び支給申請時に提出された書類についてチェックシートを令和3年4月に作成し、既に提出済・内容確認済であることがわかるようにした。
49	事務処理マニュアルについて 〔報告書169ページ〕	給付金の「指定」に必要な申請及び「給付」申請について、特に内部のマニュアル等ではなく、自立支援給付金の受給要件の確認に必要な書面や確認すべき時期について、担当者が交代した場合でも手續が不備なく実施できるようマニュアル等を作成すべきである。	子ども総合相談センター	自立支援給付金の受給要件の確認について、マニュアルを令和3年4月に作成し、事務の流れ等の手順を整理し、担当者が交代した場合でも事務が不備なく実施できるようにした。

## (42)母子父子寡婦福祉資金貸付事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R5.4末現在)
50	母子父子寡婦福祉資金貸付の管理方法について [報告書178、179ページ]	母子父子寡婦福祉資金貸付金について、「母子父子寡婦福祉資金貸付金 修学資金・就学支度資金のしおり」には、「大阪府育英会・日本学生支援機構の貸付を受けている方は、当資金の貸付限度額と育英会等の貸与額との差額の範囲内ののみ貸付可能です。」と規定されているが、口頭で確認するのみでは十分ではない。「大阪府育英会・日本学生支援機構」に対する直接確認の余地がないか検討すべきである。	子ども総合相談センター	今後、大阪府育英会・日本学生支援機構に対して、貸付継続申請時や新規貸付申請時等に、奨学金等の利用状況の有無について確認を行うこととした。
51		有効な債権管理のために、債権管理システムの改修等について検討すべきである。	子ども総合相談センター	現行の貸付システムについては、一部の情報については対応できない等非効率な点があったが、エクセル等の他の作業方法で対応が可能であり、改修見込額と情報利用頻度を検討した結果、現時点で早急なシステム改修は見送ることとした。